

豊山町行財政運営に関する有識者懇談会設置要綱

平成21年12月16日

告示第57号

(設置)

第1条 本町の行財政運営について有識者の専門的見地からの意見を求め、より一層の効率的で民主的な行財政運営に資するため、豊山町行財政運営に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について調査審議し、必要な意見を述べ、又は提言を行う。

- (1) 行政組織に関すること。
- (2) 町が支出している負担金、補助金及び交付金並びに扶助費の妥当性及びその運用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が効率的で民主的な行財政運営のために必要と認めた事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、行財政運営に関して優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 3 懇談会に座長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 5 座長は、あらかじめ座長代理を指名し、その職務を代理させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。